

京都大学	博士(文学)	氏名	山田 徹
論文題目	室町期支配体制形成史の研究		
(論文内容の要旨) 従来、室町期の支配体制を論じる際には、現地における在地領主の押妨、それを一国ごとに統御する守護、守護の自立を抑えて専制権力を形成した将軍権力、という三つの政治主体を重視し、その関係構造に注目する視角がとられてきた。そのため、たとえば在地領主とされた勢力については、在地における支配や諸活動のみしか論じないなどと、それぞれの主体について、その特徴とされる一つの側面のみが、極端に強調されてきた。またとくに在地領主論と将軍権力論が矮小化して論じられたために、全体像を考える際に、守護を通じた回路がとりわけ重視されてきた。 しかし近年、室町期の荘園制が論じられるなかで、武家関係者にも多くの都市在住の領主がいて、彼らが荘園を非在地的なかたちで支配していたことに改めて注目が集まり、領主構成が在京領主中心になっていた地域があること、こうした地域では京都に集住する公・武・寺・社が全体として支配体制を形成していたことが重視されるようになってきた。これは武家関係者の京都での活動や都鄙横断的な活動に注目する点や、守護権力に収斂しない中央—地方関係を重視する点で従来の研究を乗り越える位置づけをもつものだが、それだけでなく、支配体制全体を新たに読み替える可能性をもつ研究動向といえる。 ところがかかる諸研究の指摘した点のうち、領主構成が在京領主中心になっていた地域というのが、どれほど一般的だったのか、という点は十全なかたちで説明されているとはいいがたいし、そもそも在地領主の押妨が激しいとされるこの時代に、どういった経緯でこうした支配体制が現出したのかも説明されていない。そもそも、この時期の荘園制に関する研究が在地領主の押妨と、それに対抗した寺社本所側の努力、といった構図を重視して構成されてきただけに、その枠組みからこぼれ落ちる諸点に関しては、実証の積み重ね自体がきわめて立ち後れているのである。 以上のような問題関心から、本論文では在京領主支配がどのように維持、もしくは再編されたか、それはどのような限界をもつものだったのか、という視角から、荘園制を中心に据え、室町期支配体制の形成について検討を行っている。 在京領主支配の維持、もしくは再編について、その限界性を意識しつつ明らかにするためには、政治・軍事的状況とのかかわりが重要である。そのため冒頭の第一章「南北朝期の守護在京」では、そうした議論を行うための前提として、守護職をもつ人物の動向と在京状況を段階的に検討している。従来は守護領国制論の影響もあり、南北朝期の守護は各管国に在国するのが基本と考えられ、強力な将軍権力が形成された			

14世紀末に京都へ強制的に集住させられると説明されてきた。しかし本章の検討により、守護職をもつ人物の在京が広汎に検出でき、少なくとも京都から比較的近い地域では、それが一般的であることが明らかになった。また守護の在京状況が軍事的状況と連動して展開するため、在京する人物が守護を兼ねる国々は南北朝期の諸段階における「中央政治と密にかかわる地域」のあらわれともいえる。そうした意味で、守護在京状況からみてとれる内乱の諸段階における地域的区分は、今後の検討の前提として重要なものである。

在京領主による荘園支配が危機に陥った場合、幕府に訴えを提出して遵行を図るのが常である。そのため、荘園知行や年貢送進などを幕府が処理する所務沙汰裁判は、在京領主支配の維持を考える際に重要な論点となる。第二章「室町幕府所務沙汰とその変質」では、それがこの時期に変化したのか、しなかったのか、それがあったとすればどういう変質だったのか、という点を検討している。これまでの研究では將軍権力強化という文脈から、室町幕府將軍が直接訴訟を親裁することのみ注目が集まり、それは訴訟機関の親裁化と説明されてきた。しかし発給文書の日付や訴訟機関開催の所見などから詳細に検討を加えると、鎌倉期以来存在していた訴訟機関を受け継ぐ形で將軍の親裁化が進んだのではなく、それが衰退した結果、將軍に個別的に伺いを立てつつ決裁を行う形式となったことが明らかになった。これは、たんに親裁・將軍專制というのみならず、それまで所務沙汰機関を通じて維持されてきた一定度の一般性・開放性・手続性の放棄という文脈のなかで捉えることができる。内乱が終息に向かう南北朝末期、在京有力者が所領集積を進める一方、このように多くの所領裁判を行う可能性を放棄したことは、室町期の体制を考えるうえでも、そしてそれに依拠する在京領主支配の再編を考える際にも、重要な事実である。

以上の二章で守護の在京状況や所務沙汰の運営状況を検討したことにより、支配体制の再編期である南北朝期は、

- (1) 建武3年(1336)以降の戦乱期(建武戦乱期)
- (2) 建武5年(1338)以降の平穏期(前期在京期、南北朝前期)
- (3) 貞和5年(1349)以降の戦乱期(観応戦乱期、南北朝中期)
- (4) 貞治2年(1362)以降の平穏期(後期在京期、南北朝後期)
- (5) 永和3年(1377)以降の平穏期(後期在京期、南北朝末期)

と五つの段階に、分けることができる。戦乱期は軍事状況に対応するため守護が下向するとともに、所務沙汰が安定的運営を行えない時期、平穏期は、軍事状況が安定して守護は上京するし、幕府の側も所務沙汰を安定的に遂行できる時期、という対応関係である。また末期にあたる(5)は先述の所務沙汰の変質の画期に対応するものである。

とくに注意されるのは、(2)の時期の政治秩序が全国的な広がりをもつのに対し、(4)から(5)の時期にかけて形成され、室町期へ連続していく政治秩序は必ずし

もそうではなく、京都とその周辺を出発点に、段階的に形成されることである。この点は、室町期の支配体制の非全国的側面を考える際に、非常に重要な意味をもってこよう。

以上のような成果を前提としつつ、後半部では領主構成が在京領主に偏っている状態の実相を明らかにしたうえで、それがどのような範囲で実現しているかを考察している。

室町期の荘園制に関する研究をみた場合、とりわけ実証的成果が乏しいのは、中世前期で大田文などを使用して進められているような、それぞれの地域、国における鳥瞰的な視点からの検討と、そしてそうした検討から得られた知見を相互に比較し、当該期の荘園制を立体的に描く試みである。こうした研究の進展を妨げているのは、いうまでもなく、そうした情報を読み取れる史料がないことである。かかる欠を補うため、第三章「室町期越中国・備前国における荘郷と領主」では、在京領主の所領を一国規模で多数みだせる、応永20年（1413）の越中国・備前国の所領注文について検討を加えている。その結果、比較的大規模・高収入の所領や交通の枢要にあたる、「大庄」と呼ばれる所領が、在京している有力者に知行されていたことが明らかになった。「在京領主に大きくかたよった所領構成」と呼ばれる実相とは、およそこのような状況と判断できよう。

この結果とあわせ、続いて問題になるのは、こうした支配体制の構図がどの程度まで一般的なのかという点と、こうした構図が現出する背景、条件についてである。従来は在地領主や守護が現地を押領するという構図が重視されていた。しかし先のような「在京領主に偏った構成」が現出するためには、どちらかといえば非在地的な動きを重視しなければならない。そうした観点から、南北朝期に京都に在京している大名の分国外所領について検討を加えたのが、第四章「南北朝期における中央政治と所領配分」である。摂津国多田荘、遠江国浜松荘・笠原荘、若狭国税所今富名、備前国福岡荘、備中国新見荘を取り上げ、在京する大名たちが自己の分国以外で所領を給わる事例は多く、彼らが在京のまま所領を集積する動きも看過しえないこと、こうしたかたちで争われる所領には、上述のような大規模・高収入の所領や交通の要衝が多いこと、たんに在地領主の押領にしかみえない事例でも、その背後に在京有力者の動きをみだせる事例もあること、御料所の形成、禅宗寺院領への配分なども含めた在京有力者への所領集積は、政変や没落などの政治動向の影響を受けたものであることなどを指摘している。

またこうした動向を指摘できるのは、少なくとも「在京する人物が守護職をもつ国々」に限られる点も重要である。京都を中心とする諸国を基盤にして、段階的に室町將軍（室町殿）を中心とする体制が形成されていく過程において、在京しない人物が守護職をもつような地域は、それぞれの地域における内乱鎮圧に多くの勢力が動員されている地域といえ、中央の有力者が所領を獲得、相伝するような契機が希薄である。そ

の一方、在京する人物が守護職をもつ国の場合は、中央における政変によって、守護が交替しうるわけで、それにとまって所領知行者も交替しえた。そうした点から、在京領主に比重を置いた構成となっている地域は、「南北朝後期に在京する人物が守護職をもつ国々」に限られる可能性が非常に高いのである。

かかる結果を受けて、さらに史料に恵まれた寺社本所領について検討を進めたのが、第五章「南北朝内乱と寺社本所領」である。従来の研究では、室町幕府の法令が極度に重視されてきたが、幕府法の射程は短いものに過ぎないことを指摘したうえで、寺社本所領の回復を段階的に示している。それは第二章で明らかにした、所務沙汰の諸段階と即応するものであるが、そうした過程のなかで寺社本所領は、都鄙の諸人によって得点を差し引かれながらも、彼らを利用しつつ所領を回復したことを明らかにしている。ここで寺社本所領が回復したのも、多くは東は遠江、北は越中、西は備中・備後あたりまでで紀伊半島を除く地域——南北朝後期に在京する人々が守護職をもつ国々であった。それを踏まえると、領主のほとんどが在京領主である、という第三章でみたような状況が、こうした国々に限定される、という説明は、より説得力を増すことになると思われる。

ただし、禁裏料所や天竜寺・東福寺など一部の禅宗寺院——すなわち足利氏に密着した一部の寺社本所に限っていえば、こうした地域の外側にも所領を維持している点にも注目することが必要で、これらの勢力が寺社本所のなかでも突出した勢力であったことを物語っている。このうち天竜寺の所領形成過程について、「天竜寺重書案文」と「天竜寺土貢注文案」を使用して検討を加えたのが、第六章「天竜寺領の形成」である。検討の結果、天竜寺が足利將軍家から御家人領跡の寄進を受けつつも、もとの領主（本主）の収入・支配を残したまま寺領化する手法（本主得分残存型寄進・本主請負型寄進）をときにとりつつ、諸方から所領寄進を受けていたことが明らかになった。また天竜寺が他の本所と同様に遠隔地所領の維持に困難をきたしながらも、近国を中心に所領を集積するとともに、遠国所領も結果的にはそれなりに維持したこと、こうして集積された寺領には大規模なものが多かったことなども究明された。こうした動向は必ずしも禅宗寺院領全体に及ぶものではなく、夢窓派が関係する禅宗寺院に特徴的なものであるが、これらは政権都市京都を拠点としつつ大規模・高収入な所領を集積する存在として、位置づけることができよう。

このようにいくつかの卓越した寺社本所を中心にして、先の限定された地域の外側にも所領が維持されるとするならば、室町期の支配体制は、在京領主の支配が優勢な近国地域と、その外側の地域の二層構成からなっており、地域限定的性格と全国的性格の双方を兼ね備えているところに特徴があった、ということになるろう。

以上の諸論考によって、在京領主の支配が維持されたり、回復されたりする事実注目しつつ、在京領主支配が再編される様相を描くとともに、そうした支配が残るための地域的条件も、内乱期の政治・軍事的状況との関係をもとに明らかにしている。

とはいえ、そもそも在京領主の支配の維持、再編を全体として描く作業すら、課題として残っているうえに、かかる体制の成立を考えるには、在京していなかった勢力の在京化、という問題も触れる必要がある。そして問題を支配体制全般の再編というレベルまで発展させるためには、荘園領主としての幕府の位置づけ、御家人役の室町期における展開、室町期荘園制を「寺社本所一円領・武家領」概念で捉えることの妥当性、荘園所職の変質の有無、「所職と下地の一円化」で荘園制の展開を説明することの是非、こうした荘園制的再編と守護論との関係、中世前期の国家体制とされる権門体制との連続・非連続等々、論じ及んでいない点も多く残されている。これらについては、今後の課題となろう。

(論文審査の結果の要旨)

室町期の支配体制を論じるにあたってはこれまで、武家権力の総体を「幕府—守護体制」と捉えつつ、現地における在地領主の押妨、それを一国ごとに統御する守護、守護の自立を抑えて専制権力を形成した将軍という三つの政治主体を重視し、その関係のあり方、とくに守護を通じての支配に注目する視角がとられてきた。しかし近年、室町期の荘園制研究が進展するにともない、武家関係者にも多くの都市居住の領主がいることや領主構成が在京領主中心になっている地域があることに注目が集まり、京都に集住する公武寺社が全体として支配体制を形成していることが重視されるようになってきた。この新しい荘園制論に対して、論者は守護権力に収斂しない支配体制の構想を可能にする研究動向であると高い評価を与える一方で、これらの論点がどれほど一般的であったか、また在地領主の押妨が激しいこの時代に、在京領主の支配がどのようにして可能であったかが説明されていないなど、多くの課題が残されていると批判し、改めて在京領主に焦点を合わせ室町期荘園制論の再構築を図っている。

本論6章からなる本論文の成果は大きく、次の5点にまとめられるであろう。まず第一に、京都から比較的近い地域では、南北朝期から守護の在京が一般的であることを明らかにした点である。従来は守護領国制論の影響もあり、南北朝期の守護は各管国に在国することが基本とみなされ、将軍権力が強化された14世紀末に京都に集住させられると説かれてきた。これに対し論者は、守護職をもつ有力武将の動向を軍事情勢と関連させながら丹念に追ひ、彼らの在京が南北朝期から広範にみられること、その範囲は京都から比較的近い「中央政治と密にかかわる地域」に限られることを実証し、通説を批判している(1章)。守護の性格に関わる重要な指摘であるばかりでなく、在京する地域を明確にしたことは再編された荘園制の地域性を考察するうえで重要な意味をもっている。

第二に、南北朝末期に幕府の所務沙汰が質的に変化したことをみいだした点である。幕府の所務沙汰についてはこれまで、将軍が直接訴訟を裁許するようになる事態に注目が集まり、それは訴訟機関の親裁化であると捉えられてきた。論者はこれを批判し、訴訟機関の発給文書の日付や開催の所見に検討を加えることにより、鎌倉期以来の制度化された評議の場である訴訟機関を受けつぐ形で親裁化が進んだのではなく、それらが衰退した結果、将軍に個別的に伺いを立てつつ決裁を行う方式になったと指摘している(2章)。これは、所務沙汰がそれまで維持してきた一定度の一般性・開放性の放棄を意味しており、幕府権力、ひいては中世における国家権力の質的転換を解明する糸口となろう。

第三に、複数の国で在京領主の所領の多さを確認し、「在京領主に大きくかたよった所領構成」の実相を究明したことである。論者は、在京領主の所領を一国規模で多数みいだせる、応永20年(1413)の越中・備前国所領注文の分析を通じて、この究明を行い、その過程で比較的大規模・高収入の所領や交通の要衝に位置する「大庄」と

呼ばれる所領が、在京の有力者に知行されていることも明らかにしている。ついでいくつかの「大庄」を検討し、在京する大名たちが政変や没落などの政治動向の影響を受けつつ、これらの所領を集積する動きをみせていたと論じている(3、4章)。これらはいずれも荘園制再編の内実に迫る重要な成果である。

第四に、南北朝内乱期における寺社本所領の回復を具体的に明らかにしたことである。この問題については従来、幕府の法令、とくに半済令を重視して研究されてきたが、論者は幕府法の射程が短いものにすぎないことを指摘したうえで、史料に恵まれている東寺領をとりあげ、その回復過程を段階的に示している。そのなかで回復の背景にも触れ、寺社本所領は都鄙の諸人によって得度を差しひかれながらも、彼らを利用しつつ回復できたこと、また回復できたのは南北朝期に守護が在京する国々の所領にはほぼ限られていたことを指摘している(5章)。

そして第五に、室町幕府の支持をえて巨大な荘園領主となった禅宗寺院の寺領形成を解明したことである。論者は、寺領目録が残る天竜寺を素材に所領形成過程を検討し、当寺が足利将軍家から御家人領跡の寄進を受ける一方、もとの領主の収入・支配を残したまま寺領化する手法もとりつつ、諸方から所領寄進を受けていたことを明らかにしている(6章)。新たに形成された禅宗寺院領は回復した権門勢家領ともども、室町期荘園制における寺社本所領の様相を知るうえで、貴重な事例となるものである。

このように本論文は在京領主の支配を中心にすえて、多方面から荘園制の再編を描き、多くの成果をあげている。とくに守護が在京する国々と関連づけて荘園制再編の地域性を明確にしたことは、室町期荘園制の特質に迫る重要な貢献である。本論文によって、室町期荘園制研究は大きく前進したといっても過言でなかろう。とはいえ、望むべき点もいくつかみられる。室町幕府所務沙汰の変質の要因と寺社本所領回復の背景が十分に究められていないこと、荘園制論から支配体制論への展開がいまだ体系的になされていないことなどである。しかしこれらも今後の課題とみなすべきものであり、博士論文としての価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2010年2月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。